



TEL 082-227-3331 FAX 082-227-3453 〒730-0005 広島市中区西白島町 17-18

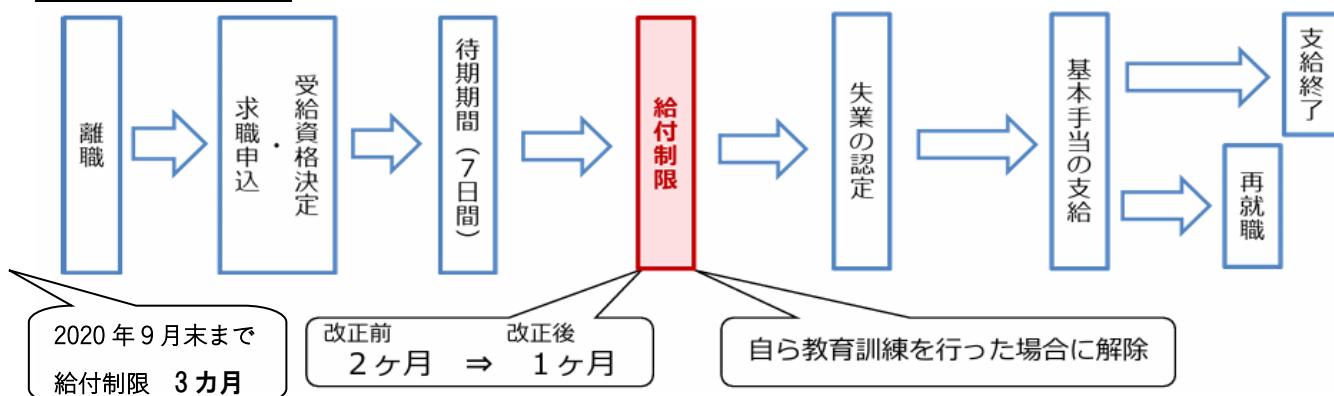
労働保険事務組合 鯉城経営者協会

ホームページ <http://www.yoshidaroumu.com> E-mail yr@yoshidaroumu.com

令和7年4月からの法改正について

①自己都合退職の給付制限解除！！

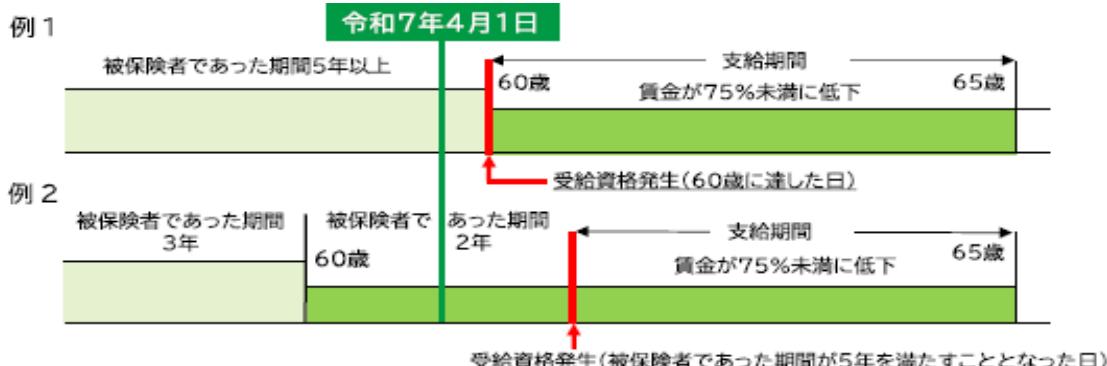
令和7年4月1日以降に自己都合で離職された方は、自ら教育訓練を行った場合、給付制限が解除となります。ただし5年間のうち3回以上の場合は給付制限期間が3か月となります。



②高年齢雇用継続給付の給付率引き下げ！！

	平成15年改正 (同年5月施行)	見直し後 (令和7年4月施行)
給付率	賃金の原則15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して - 70.15 - 75% : 給付額は逓減 - 75%以上 : 支給しない	賃金の原則10% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して - 70.4 - 75% : 給付額は逓減 - 75%以上 : 支給しない

* 令和7年4月以降に60歳に達した日（その日時点で被保険者期間が5年以上ない方はその期間が5年を満たすこととなった日）を迎えた方が対象となります。



【例】60歳到達時の賃金月額が50万、60歳以降各月の賃金額が30万に低下した場合

給付額

従前
月額 45,000円令和7年4月1日以降
月額 30,000円

③出生後休業支援金給付の創設！！

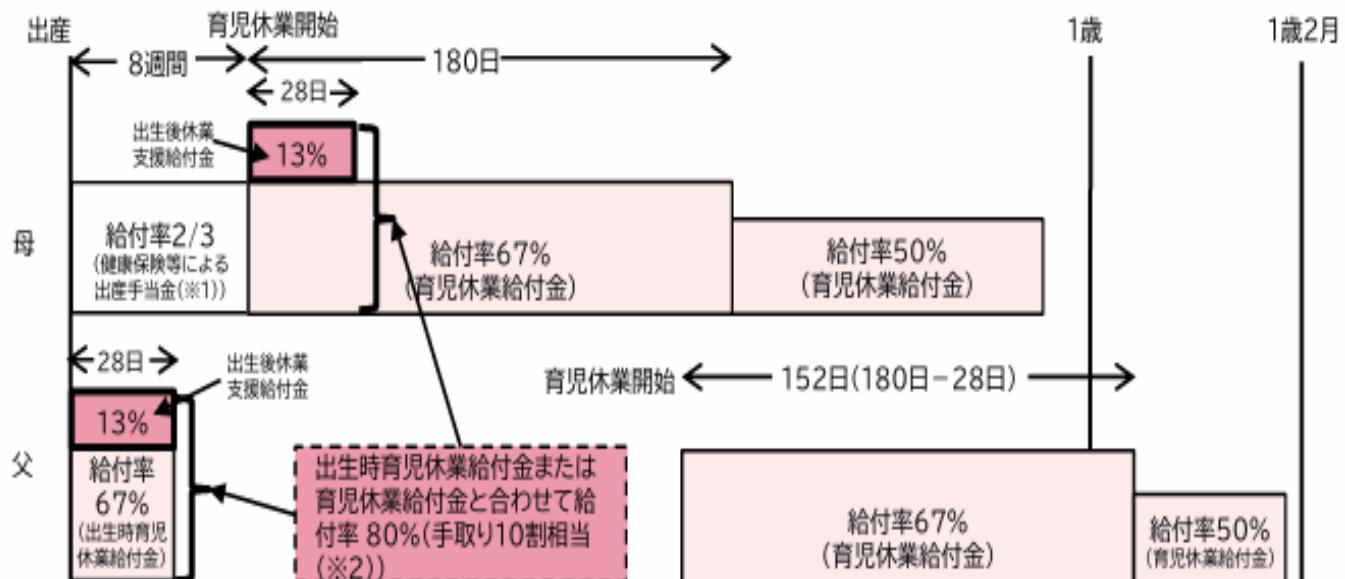
両親ともに 14 日以上の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」が最大 28 日間支給されます。

*配偶者が専業主婦(夫)の場合やひとり親家庭の場合などには、配偶者の育児休業取得要件不要

支給額=休業開始時賃金日額×休業期間の日数(28 日が上限) × 13%

支給額のイメージ

※パパ・ママ育休プラス制度を活用した場合のイメージを記載しています。



*1 出産手当金は、ご自身が加入している健康保険等から支給されます。

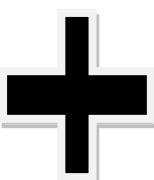
*2 育児休業中は申出により健康保険料・厚生年金保険料が免除され、給与が支給されない場合は雇用保険料の負担はありません。育児休業給付金は非課税です。このため、休業開始時賃金日額の 80% の給付で 手取り 10 割相当の給付となります。

④育児休業給付金延長手続きの厳格化！！

2025 年 4 月以降これまでの確認に加え、保育所等の利用申し込みが速やかな職場復帰のために行われたものであると認められることが必要となります。

従前の必要書類

市区町村が発行する保育園等の利用ができない旨の通知
(入所保留通知書)
(入所不承諾通知書) etc



2025 年 4 月以降追加書類

- 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書
- 市区町村に保育園等の利用申し込みを行った時の申請書の写し

※今号の詳細については、当事務所の担当者までお問い合わせください。